

令和7年度 ICT化推進事業補助金の申請方法

1. 申請のスケジュール

申請書及び添付書類を子育て支援課放課後児童対策係に提出ください。

原則、メールか郵送でお願いいたします。

●提出期間：令和7年5月7日（水）～令和7年10月31日（金）必着

⇒ 申請後、1か月以内を目安に補助金交付予定

※期間内に申請が間に合わない場合は、予め市にご相談ください。

*申請は1回のみとさせていただきます。複数回に分けて申請しないでください。

また、今年度申請した場合は、次年度以降は申請できません。

*事前の相談なく提出期限を超えた場合、補助金交付できない場合があります。

*提出する画像データは字が読め、かつ容量小さめをお願いします。

*提出書類が不鮮明であったり、書式が崩れている場合は紙での提出をお願いすることがあります。印刷プレビュー等で確認してください。

※申請予定の費用が補助の対象となるか不明な場合は、申請前にお問合せください。

※窓口で内容確認を希望する場合、事前にご連絡ください。

事前にご連絡がない場合は、担当者不在や他の書類確認中でお待ちいただくことがあります。

※書類に不備があった場合、交付時期が遅れる可能性があります。

提出先 〒238-8550

横須賀市小川町 11

民生局福祉こども部子育て支援課 放課後児童対策係 宛

2. 書類の取得方法

市ホームページより取得可能です。

⇒ 申請書ダウンロード

⇒ 18.「民生局福祉こども部子育て支援課」の書式

⇒ ICT化推進事業補助金 申請書式

3. 対象となる経費について

◇職員の業務負担の軽減を図るため、児童の入退室の記録に必要なＩＣＴ機器の導入に要する費用を補助します。

◇補助上限額は、１クラブ当たり500,000円

◇補助できないもの

- ・スマートフォン
- ・レンタル・リース料
- ・関連商品（消耗品・保護フィルムやカバーなどアクセサリ関連など）
- ・過度な機能・装飾の機器
- ・機器レンタル料・月額利用料などのランニングコスト

◇注意点

- ・専らクラブで使用する機器に限ります。私用では使えません。
- ・監視カメラは、対象外です。
- ・パソコンなどの物品で、金額が10万を超える場合は、その仕様が必要な理由を盛り込んだ2社以上の見積もりが必要です。比較の結果、安価な金額のほうで申請してください。決して10万を超えるものが申請できないということではありませんが、過剰なものであると申請が通らない可能性がありますので、ご注意ください。
- ・物品の仕様を特定の機種にする場合は、その機種である必要性が記載してある書類などの写しも同時に提出してください。なお、「既に運用しているシステムの推奨機種であるため」という理由でも構いません。
- ・延長保証については、過度なものでなければ申請可能です。ただし、保証内容は十分に検討をお願いします。経年で保証割合がかなり低下する等、つけてもメリットが少ない保証などもありますので、吟味して契約をすることをお勧めします。
- ・同じ種類の物品を複数台申請する場合（パソコン2台など）は、相応の理由が必要となりますので、その理由を明記してください。
- ・キャッシュバック等のキャンペーンがある場合は、申請額から除いてください。
- ・単価が30万円を超える機器については、購入前にご相談ください。
- ・補助金の申請額は、1,000円未満は切り捨てです。

- ・物品を購入後、譲渡や売買は、原則できません。
- ・過去に補助金を活用しているかに関わらず、既に児童の入退室の記録に必要なＩＣＴ機器を導入している場合は申請できません。（既に導入している場合は、最新機器への更新や故障等による買い替えの場合でも、申請できません。）

4. 対象期間

◆令和7年4月1日（火）～令和7年10月31日（金）まで

※10月末までの為、購入時期にご注意ください。

5. 申請書類について

①様式（請求書等）

◆別紙のとおり

②領収書の写し

◆領収書の写し（レシート可）

- ・支払いを行ったことがわかるもの。
- ・補助金の申請をしないものも領収書に含まれている場合は、補助金の申請額を手書きで記載し、補助金の対象物品にマーカーを引いてください。
- ・物品名等が不明な場合は、詳細がわかる追加資料（明細書・納品書等）を提出してください。

* 納品書・購入明細書のみでは申請できません。

* 日付がないもの、宛名空欄のもの（レシート除く）は申請できません。

* A4以外のものは、A4の紙に貼り付けてください（裏に記載がある場合除く）

◆契約書等の写し

- ・契約前提の物品の場合は、契約書等の写しを添付してください。ただし、原則本体代のみ補助対象となります。

③他社見積もり書等の写し（1品10万円を超える物品のみ）

◆1品10万円を超える物品については、他社の見積もりや類似品の相場がわかるものを添付してください。

例）オンラインショップの同じ商品の販売ページを印刷したもの